

# 入札監理小委員会 第 79 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 79 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 2 月 6 日（金）18:19～20:03

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）実施要項（案）の審議

- 医業未収金の支払案内等業務（（独）労働者健康福祉機構）
- 大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務（（独）大学入試センター）

#### （2）その他

### 3. 閉 会

#### <出席者>

##### （委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

##### （（独）労働者健康福祉機構）

経理部 小池部長、金森出納課長。阿部出納班長

##### （（独）大学入試センター）

総務企画部 松ヶ迫部長、神宮総務課長、千葉財務課長

事業部 山口部長、岡松事業第三課長

##### （事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○樫谷主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第79回「入札監理小委員会」を開催します。本日は独立行政法人労働者健康福祉機構の「医業未収金の支払案内等業務」、独立行政法人大学入試センターの「大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに「医業未収金の支払案内等業務の実施要項（案）」の審議を行います。本日は独立行政法人労働者健康福祉機構経理部、小池部長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項（案）の内容につきまして15分程度で、できるだけ要領よく御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小池部長 経理部長の小池です。よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

○樫谷主査 どうぞ。

○小池部長 それでは、資料のところについてA-①から始めて。済みません、よろしく申し上げます。当機構の概要について御説明いたします。16年4月の段階で独法化しております。その中で、私どもの中では1万3,800でございますけれども、ドクターの方々が大体、1,800人ぐらいで、看護師が8,000人ぐらい。それ以外に事務職、医療職等がございます。

事業の概要でございますけれども、労災保険の関係の中で社会復帰促進等事業という中で、今回、御審議いただきます労災病院の関係を初めとして、幾つかの事業をやっておりますけれども、例えば未収金の関係等々、未払いの関係等、いろんなことがあります。

本部の中では、「業務経理」とありますけれども、機構が行う業務の総括の関係と、それから、ずっとおりてきまして産保関係の仕事もございまして、産保の関係ですと、例えばメンタルヘルスの関係とか、アスベストの関係等、いろいろあります。

貸金援護の関係では、ここにありますように、倒産した事業所の関係のところ、直近であると、例えば英会話の関係のNOVAの関係、あの関係でたくさんの方がありましたけれども、ああいった関係の方々の倒産されたときの貸金関係、そういったものの事業もやっております。労災病院関係についての事業もやっております。

では、ちょっと済みません。パンフレットのところで簡単に御説明いたします。ページをめくりまして、5ページ目のところで概括だけちょっと御説明します。このところで当機構の関係でございますけれども、①に書いてありますように、予防、治療、リハビリの関係、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。

それから②として、職場における健康確保のための活動への支援。言葉は「勤労者医療」という言葉でございますけれども、そんなものをやっています。それから、ずっとおりてまいりまして、一般診療を基盤としてアスベスト関連、メンタルヘルス、過重労働、過労死の関係等々、そういったものに係る研究とか開発の関係の事業を行っております。右の6ページのところで、予防、研究、治療、職場復帰の関係等々の事業も行っております。

それでは、今回、お諮りする未収金の関係について、A-②のところで御説明いたしま

す。当機構の中の個人未収金の関係の発生状況について、18年、19年関係の直近のデータをまとめております。19年関係のところは（B）でございますけれども、35施設の中で医療事業収入 2,548 億円、この中で、各年度末のものでございますけれども、一般債権と貸倒懸念債権、破産更生債権、これは注 2 に書いてありますように、当機構の中では一般債権は債権発生後、3 か月未満のものを一般債権、3 か月以上 1 年未満については、貸倒懸念債権、1 年を超えた場合に破産更生債権、そういった区分をいたしまして管理をしております。

その中で、19 年度の中で見ると、一般債権と貸倒懸念債権を合計した額が個人未収金の関係の回収状況のこのところにつながってくるのですが、一般債権、貸倒懸念債権が 18 億円。2 のところの②にありますように、18 億円。このものが、3 月末現在のものが 6 か月した段階で残りの金額で、④で 4 億円。

ということは、⑥にありますように、14 億円。これについては 6 か月以内の回収ということから、回収率は 20 年 3 月のもので見ると 76.8% の回収です。

個人未収金の発生原因のものについて分析したものが、次の 3 番でございます。20 年 4 月の関係の 7 月末に残った案件については、患者モラル、生活困窮の関係が件数では約半分、5 割ぐらいがあると。

一方、金額的には 4 割ぐらいのものが患者モラル、生活困窮、それ以外のものがございますけれども、大きなものは患者モラル、生活困窮の関係があるのだということでございます。

ページをめくります。4 番のところ、当機構の個人未収金の発生防止の対策についてでございます。直近の状況を書きました。組織体制の関係については、この未収金の関係、後からまた御説明しますけれども、未収金についても従来から関心を持っておりまして、19 年 10 月段階で院長直轄の未収金対策チームを各施設のところをお願いするようにして、10 月からやっております。

それから、未収金のマニュアル関係についても、当時、見直しをしております。それから、法的措置の関係もやっております。

それから、個人未収金の徴収業務でございます。16 年から 19 年にわたって、段階的に 13 施設について、その当時は債権発生後 3 年を超えたものについて未収金の関係をやってきました。それから、この 20 年、本年度からは本部一括で全労災病院を対象にして、発生後 1 年以上に拡大して債権管理をやっております。

そういう中で、今回、民間競争入札を導入するわけでございますけれども、右に書いてありますように、今回は対象債権の関係については 4 か月以上に拡大して、その中で、今日、御審議いただくような方法の中で今後やっていって、そこに書いてありますように、労災病院における医業未収金の適正な債権管理業務を行っていきたい。このように考えております。それでは、今から要項の説明をいたします。

○金森課長 出納課長の金森と申します。続きまして、要項の方の説明の方に移らせてい

たきます。では、座って失礼いたします。まず、この実施要項につきましては先行する国立病院機構の実施要項を参考にしつつ、当機構独自の要素を加えまして、未収金担当の弁護士と協議をさせていただいて、また、その御意見を踏まえながら作成したものでございます。

では、その点を織り交ぜながら、簡単に御説明したいと思います。要項の1ページを御覧ください。まず、本事業の目的でございますが、民間事業者の創意工夫を活用して医業未収金の縮減を図ることを目的にいたしまして、未払者に対する支払案内等の業務を民間競争入札により民間事業者へ委託するというところでございます。

2にまいりまして、基本的な考え方といたしましては、業務の具体的遂行の在り方や実現の手法は民間事業者の方の提案と裁量に委ねまして、その成果を評価して対価を支払う。ただし、その業務は弁護士法72条に抵触しない範囲内で行うということを基本的な考え方といたしております。

続きまして、2ページを御覧ください。3、「対象業務に関する事項」でございます。まず、委託する債権は発生後4か月を経過したものといたします。債権の発生日は請求日、または請求書発行日としております。

これにつきまして、「消滅時効の起算日が明らかではない」という御意見をいただいておりますが、それにつきましては診療行為の行われた最終日をもって請求書発行日といたしておるところから、請求日、または請求書発行日をもって時効の起算日になると考えております。

対象から除外する債権は、この2ページの中ほどにございます①から⑧の8項目を考えております。除外する方法につきましては、御意見等も踏まえまして、弁護士法72条に抵触する恐れがあると判断した債権は委託対象から除外すると。

民間事業者から報告された債権だけではなく、機構の調査等の結果、除外債権に該当する場合も除外するというを規定いたしております。

それとともに、委託前、相談中であった債権はもともと対象除外なのですが、委託後、相談中となった債権につきましても除外するべきではないかという御意見も踏まえまして、支払方法についての相談が長期にわたるなど、72条に抵触する恐れがあると判断した債権については除外というふうに、実施要項の方に規定させていただいております。

次に委託する業務でございますが、3ページの(2)のところでございますが、ここの(ア)から(オ)の支払案内業務、支払方法の相談業務、居所等調査業務、集金業務と報告業務を考えております。そのうち、支払案内と支払方法の相談業務につきましては、「法律事務を行わないこと」と明記いたしております。

4ページにございますが、報告業務のうち、(オ)の②の「適時報告」の対象の4項目のうち、(i)につきましては御意見を踏まえまして、落札した事業者と協議の上、弁護士法72条に抵触する恐れがあると判断した場合、報告すべき事項を類型化するというふうに定めております。

続きまして、(3)の「契約期間」でございますが、21年10月からの3年間。(4)の「対象病院」につきましては、先ほど、御説明がありましたように、全病院1単位の入札を考えております。

続きまして、本事業に関する要求水準でございますが、この詳細と予定数量につきましては17ページ、19ページの別紙①、別紙②の方に載せておりますので、これは後ほど御覧いただければと思います。

要求水準につきましては、まず対象病院ごとに設定しております。債権を発生後1年未満のものと1年以上のものに区分いたしまして、それぞれ、一定の入金率を要求水準としております。設定する入金率の水準は各病院の入金率の平均値といたしてございまして、すなわち、従来の実績値と平均値の差を努力目標といたしてしております。ただし、従来の実績値が平均値を上回る病院につきましては、従来の実績値を要求水準といたしてしております。

最低水準でございますが、従来に入金率の実績値といたしますが、従来の実績値が平均値を上回る病院につきましては平均値といたしてございまして、これを達成できない場合、契約解除となる場合があるというふうにいたしてしております。

機構は第1期と第2期につきましては、この要求水準が未達成となった民間事業者には業務改善計画を作成させ、更なるその改善計画が適切に実行されない場合は業務改善指示を行うことといたしてしております。

民間事業者がその業務改善指示に従わない場合とか、最低水準を下回った場合、機構といたしましては、事業全体の状況を考慮した上で契約解除をすることができるものといたしてしております。

次に6ページの方を御覧ください。(イ)の「委託費」でございますが、委託費の額につきましては、本事業により入金された額に区分に応じた実績報酬の割合を乗じた額を支払うことといたしてしております。これにつきましては、実績報酬体系は弁護士法違反の行為が誘発されやすいというような御意見もいただいておりますが、委託費の定め方につきましては更なる検討が必要という御意見を出されておりますが、当機構といたしましては民間事業者の創意工夫を発揮して成果につなげるためには、先行します国立病院機構と同様に実績報酬体系が有効であると考えてございまして、その方策と申しますか、入札参加資格をサービサーに限定したり、紛争性、事件性のある債権を除外したり、請求等の法律義務の禁止を実施要項に明記したり、事業が適切に行われる仕組みを整えております。この結果、懸念されるような事態は起こらないと考えております。

その下の(6)の「民間事業者に提供する情報等」、次のページの(7)、「機構の各病院との連携・協力」については、御覧のとおりでございます。このまま、最後まで続きさせていただいて、よろしゅうございますでしょうか。

○榎谷主査 できるだけ早目をお願いいたします。

○金森課長 次に4番でございますが、「受託者選定に関する事項」。まず、入札参加資格でございますが、7ページの4の(1)でございますように、(ア)から(キ)を入札

参加資格としております。特に（カ）といたしまして法務大臣の許可を得たサービサーを考えております。入札参加資格につきましても、弁護士ないし弁護士法人を加えることも、今後、検討すべきではないかという御意見もいただいておりますが、今回の事業につきましても督促や請求を行わない前提で事業を構成していること、入札参加者としてサービサーを考えていること、集金代行業務の委託も含んでいること、それと全国、一つの単位の入札であること等から、今回は弁護士の方を加えることは見送らせていただいております。

次に（２）の（ア）のスケジュールについては、御覧のとおりでございます。

次に９ページの方を御覧ください。「入札実施手続」でございます。入札者は入札に際しまして１年未満と１年以上の債権に区分した実績報酬率を記載した入札書と、委託業務を実施して要求水準を達成するために提案内容を記載した提案書を提出していただきます。

落札決定のための提案書の評価につきましては、２５ページの方に「提案書の評価基準」がございますが、それに基づきまして、未収金徴収や官民競争入札に知見がございます法律専門家等を加えた評価委員会の方で評価を行うことを考えております。２５ページの「提案書の評価基準」につきましては、これも弁護士等の御意見を踏まえまして、評価項目の加点事由として、報告事務の欄には、報告業務の欄には弁護士法 72 条に抵触する恐れがあると判断すべき事項に関する見解が整理されていること、支払案内とか相談業務につきましても迅速かつ適切にトラブル・苦情等に対応する体制、具体的には苦情窓口とかマニュアルの整備が具体的に整備されていることと、業務実施方法の適切性を事後的に検証できるような実施体制、具体的には通話内容の録音などが録られていることを規定しております。

続きまして、１０ページの方を御覧ください。落札者の決定につきましては、入札参加資格と評価基準の必須項目の要件を満たした者で、例えば、この範囲内で評価項目の得点の合計点を入札金額で除した数値が最も高い者をまず最も有利な者として決めまして、直ちにその最も有利な者と実績報酬の割合、契約金額について交渉し、その結果、決定した場合を落札者とするような方式にいたしております。そして、その後、遅滞なく落札者の氏名とか契約金額、決定理由、提案内容の概要について公表することといたしております。

続きまして、１１ページを御覧ください。６の民間事業者に講ずべき措置といたしましては、（１）の「報告事項等」以下の部分になります。

時間の関係もございまして、このうち主なものと弁護士等の御意見があったものについてのみ御説明させていただきます。まず、（１）、「報告事項」の（イ）の「調査」でございますが、こちらにつきましては御意見を踏まえまして、検査を行うことができる場合に弁護士法 72 条に抵触する恐れがあると判断した場合というのを加えております。

続きまして、１３ページでございますが、中ほど、（オ）の「再委託」でございます。事業の一部の再委託につきましては、再委託先をサービサーに限定して認めております。再委託をする場合には、機構が再委託先の民間事業者に対しても検査を行えるような契約条件を整える必要があるという御意見がございましたが、当機構といたしましては機構と直

接、契約関係のない再委託先にまで立入検査を行えるという直接的な法の根拠がないと考えていること、それと（オ）の④の方で民間事業者は再委託先の事業者に対して必要な措置を講じさせるとともに、必要な報告を徴収できるということになっておりますので、機構はそれを受けまして民間事業者から報告を徴収するなどいたしまして、再委託先にも必要なモニタリングができるのではないかと考えております。

続きまして、14 ページでございますが、中ほどの（キ）の「契約の解除」でございます。この①から⑥のいずれかに該当するときは契約解除ができるというふうにいたしております。

御意見といたしましては、契約解除事由として経営状況が悪化した場合について詳細に定めるべきではないかという御意見がございましたので、これを踏まえまして契約解除可能な場合をより具体的に示すということから、①の「なお」書きに（i）から（v）の方を規定させていただいております。

続きまして、15 ページでございますが、8、「事業に係る評価に関する事項」の一番下、（4）の「比較・検証」についてでございますが、当機構は国立病院機構と異なりまして、全病院が本事業に参加するということがございますので、参加していない病院と参加している病院の比較ができないことから、各労災病院につきまして過去3年程度の従来実績との比較を行うことによって、法による事業の効果について検証できるというふうに考えております。

また、調査項目の法的な問題につきましては、対応記録の抽出調査等を行いまして、法律専門家を含めた委員会を設置いたしまして、その中で検証を行うことといたしております。

最後に16ページの「その他の事業の実施に関し必要な事項」では、官民競争入札委員会等への報告、監督体制、民間事業者の責務について規定をいたしております。以上、簡単ではございますが、実施要項の説明を終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○稲生専門委員 ちょっと、ここで質問がございます。資料A-②の「個人未収金の現状」についてのデータが書いてあるペーパーでございますけれども、これの個人未収金の発生原因が3番にございまして、それで件数が原因別に見た場合に1,276件とありまして、一方で2番の回収状況のデータでは20年9月末で見ればいいのか、例えば6,290件とあります。

要は個人未収金の発生原因については、どうして1,276件ということで調査件数が少ないのかなということで、答えを教えてください。

○小池部長 3番のところは備考欄に書いていますが、20年4月診療の中で7月に残ったものの件数でございます。

○樫谷主査 単月分。



○小池部長 単月だけのものがございますので、そういった意味では傾向的なものをとらえるために、世の中で言われている、「患者のモラルの関係等」と言われていますけれども、「では、それがどのくらいあるのだ」というものについて20年4月の段階のもので、実際、その単月のものが7月段階で、3か月経った段階で残っているものを分析してみると、患者さんのモラルの問題等のものがあつたと。その一方で生活困窮もありますけれども、患者のモラルによるものが意外と多くあつたということでは、事実でございます。

○稲生専門委員 この調査は毎月されているわけではないですよ。

○小池部長 そうではございません。その前も私どもとして、先ほど、その次のペーパーですか、19年10月段階、済みません、次のペーパーのところでは19年10月段階で、相当、それまでの当機構の中でも従来から医業未収金の関係についていろいろ話題がありましたけれども、また、厚生労働省もいろんな委員会の中で、相当、細かなものをやっていたのですが、私どもとしては19年10月段階で「このままでは経営を圧迫する一要因である」ということから、相当、思い切ったことをやるために、そういった対策チームをつくと。

つくるに当たっては、それ以後の段階で中身の分析をしたと。そのものを踏まえて、また更に20年4月段階でまたもう一回、分析をしたということでございます。

○稲生専門委員 わかりました。これは大変参考になる調査でございますので、なぜ、お聞きしたかということ、今、例の金融危機であり、急激な不況が襲ってきている中で、モラルの問題もあります、生活困窮の方の割合というか、件数が恐らく、全く当てずっぽうですが、増えているのではないかとということが予想されまして、要は後のその要求水準にも関係しますが、余り過去の実績の平均とか回収率とかの関係に引きずられると、例えば業者さんにとって厳しいのかどうかはちょっとよくわからないところがありますが、そういうことも起こり得るので、恐らくまた直近の時点ぐらいの調査をなさった方がいいのではないかと、今、ちょっと思いましたので、やるということではありませんが、もし、おやりになっているのであれば結構ですが、余り割合的に変わりがなければということで、いかがでしょうか。

○小池部長 済みません。毎月、やっています。

○稲生専門委員 そうですか。

○小池部長 毎月、その都度ごと、直近。

○稲生専門委員 直近で言うと、どうでしょうか。

○阿部班長 この患者モラル、生活困窮が約50%ぐらいを占めるという傾向は変わってありません。

○稲生専門委員 そうですか。わかりました。ありがとうございました。結構です。

○榎谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 大変に注意深く要項を用意してくださっているのですが、余り大きなコメントというわけではないのですが、幾つか、ちょっと気がついた点を申し上げようかなと思ひ

ます。まず、2 ページ目のところですが、医業未収金の発生日は請求日、または請求書発行日となっていますが、これはいずれか遅い方とか、例えばこれが同時だったら問題ないかもしれませんが、時間差が出る場合にいずれか遅い方なのか、早い方なのか、多分、その辺りの技術的なお話で恐縮ですけれども、ちょっと御確認いただければと思います。

○小池部長 一義的には入院と外来の違いがあると思います。入院の場合であれば、大体、当機構の場合、ほかもそうでしょうけれども、急性期の関係の病院をやっていますので、大体、2 週間経つと診療報酬の支払内容も変わってくるということでございまして、当機構の場合、大体、入院の平均は 15 日ぐらいです。

そういうことで、入院患者の場合にはその入院が終わった段階で支払いの関係、必要な作業の問題、いろいろあります。そういった関係で大体、入金が終わった段階で請求書を発行するだろうと。その段階のものが一点。

もう一点は、外来の方々は日々、その場で請求が発生するというので、請求日、または請求書発行ということで、あえて言葉的には当機構の入院患者と外来患者という位置付けで、「or」という意味であえて書かせてもらいました。

○渡邊副主査 では、お一人について一義的に定まるという理解でよろしいですか。

○小池部長 そうですね。あるときに外来でかかって、それから、その日にすぐ入院されることもあるでしょうけれども、外来でかかって、「では、部屋が空いていますから、大至急、来てください」といった場合には、日々のものについての外来のものの請求日、それから、そこから 1 週間、2 週間、入院された場合にはその 2 週間の中の期間におけるトータルのものとして、退院されるときの前のときに請求書を発行しますから、その日ということ。

○渡邊副主査 わかりました。最初はすごくテクニカルなことから始まって、2 番目がこの弁護士法 72 条の問題、大変、注意深く、いろんなところに対応していただいているので、その関係での質問ですが、至るところで「弁護士法第 72 条に抵触する恐れがあると判断した場合」という言葉が出てきておりまして、今の時点でその全部を類型化するのは難しいというのはわかるのです。

けれども、他方、同じく 2 ページの 3 の (1) の (ア) の①から⑧までを見てみますと、何か明らかに争訟性というか、それを有するものとか、大分、類型化しておられるのかなという感じもしまして、他方、次のページの 4 ページ目のところで、「適時報告」のところで、弁護士法第 72 条に抵触する恐れがあると判断した場合については、後者については報告すべき具体的な類型を民間事業者として、民間事業者と協議して定めるとあって、何か、これは多分、報告のことだけを念頭に置かれた場合に協議をして、具体的類型を定めるという御趣旨なのかなとは思いつつ、何かその第 72 条に抵触する恐れがあると判断する内容を民間事業者と協議して定めるというのも、ちょっと違和感がありまして、この辺りの①から⑧に類型に挙げているものと、次の 4 ページで具体的類型として協議をして定め

るものと、上位概念なのか、弁護士法 72 条で抵触する恐れがあると判断した場合の関係と  
いうか、整理をしていただけるとわかりやすく理解できると思うのですが。

○小池部長 4 ページにありますものは、委託したものを、委託された後において②から  
⑤に該当する場合、それで 2 ページのところについては、そもそも、そういった事件性の  
あるもの、そういったものの債権を除きますということで、まず、当機構が委託をするに  
当たって、2 ページに書いてありますような要件に該当するものについて、まずそれは争  
訟事案の関係、そういったものに係るものについてまず除きますと。

でも、委託した段階以降において、4 ページにありますようなものが出てきたと。「そ  
ういった場合にあっては委託されたものであっても、それはだめですよ。それは事件性が  
ありますから」、そういった物の整理をさせてもらっています。

○渡邊副主査 ただ、私がお伺いしている趣旨はその前なのか、後なのかという違いより  
は、委託後であっても、その「72 条に抵触する恐れがあると判断した場合」の中には、①  
から⑧の中の例えば①とか②とか、場合によっては⑥とか、恐らく、ある程度、その前後  
の問題ではなくて、ここにその「抵触する恐れがあると判断した場合」をある程度、例示  
とかをしていくと、この①から⑧の中の幾つかが例示として挙がってくると思うのです。

それと、他方、「具体的に協議をして定める」というふうに、何か急に大きな枠組みで  
「協議をして定めます」と書いておられますけれども、本来、その 72 条に抵触する恐れが  
あるかどうかは、余り民間事業者と協議をして定める性格ではないのかなという、私の思  
い込みなのかもしれませんけれども、思っていたものですから、そうすると何かここは、  
一体、何を協議されるのかをやはり明確にする必要があると思いますし、加えて、その例  
示であっても、「こういう場合には争訟性がありますから、だめですよ」というのがあら  
かじめわかっているものであれば、わかっているものはわかっているものとして教えてい  
ただけたらなと思った次第です。

○金森課長 答えになるかどうかわかりませんが、報告する中身について類型化と  
いうか、パターンが、具体的な「こういうものについては報告をしなさいよ」とか、そう  
いうことを定めるというふうに。

○渡邊副主査 そうすると、弁護士法第 72 条に抵触する恐れがあるとして報告すべき具  
体的な類型については、協議をして定めますと。ただ、それ以外のいろんなところに出てく  
る「第 72 条に抵触する恐れがあると判断した場合」というものは、この 4 ページ目に記載  
されているものとは違いますよという理解でいいのですか。

○小池部長 私、先生の御質問がちょっとうまく理解できなくて申し訳ございません。大  
きな枠組みの中では、今回、私どもはサービサーの関係に依頼していきます。そういった  
意味では必要以上にその 72 条の関係にこだわり過ぎかもしれませんけれども、今回、整理  
をするときにはなるべくそういった事件性の問題については排除していかないと、後々、  
またいろんな問題が起こるといって、なるべく民間事業者の方々にもその辺が理解、  
もっと言えば、サービサー業界の方々には法務大臣の許可も要るから、そういった意味では

常日頃からそういった問題意識を持っているということで私どもは理解していますので、なるべくそれは幅広く、特にもし何か問題が起きてからではまずいということから、幅広く書かせてもらっていると。

ちょっと、これはお答えになるかわかりませんが、そんな趣旨でなるべく、今回の弁護士法 72 条の関係でもしトラブってしまったら、それこそ根底から狂ってしまいますから、そうならないようにするためには、サービスの方に入札資格をある程度、絞りますけれども、なるべくその中ではわかった方にやってもらいたいという趣旨で、あえて書かせてもらっております。ですから、先生のお答えになるかどうかわかりませんが。

○渡邊副主査 もう少しテクニカルな伺い方をすると、弁護士法第 72 条に抵触する恐れがある場合と判断した場合というのがいろいろ出てくるのですが、4 ページ目のここの協議をして定めるものというのは、そのほかにいろいろ出てくるものの定義にはならないわけですね。

報告する類型についてだけ協議するという話なのか、それとも弁護士法 72 条に抵触する恐れがある場合と判断した場合のお話なのか。

○小池部長 済みません。それは報告の類型という理解でいいと思います。報告については、できるだけ幅広くということについての意見、考え方を持っておりますので、なるべく報告に当たっては 72 条に違反する恐れがある場合については、相談の中でも踏み込んだことはできませんので、「その辺、よく事業者さん、わかってくださいね」という意味では、報告の類型という理解で先生のものについてはお答えしたいと思います。

○渡邊副主査 4 ページの点はわかりました。それで、もう少し、全体的にいろいろ書いてある「弁護士法 72 条に抵触する恐れがあると判断した場合」の内容としては、①から⑧に書いてあることが、ある程度、例示として挙げられるのか、それとも何も例示がなくて、そのとき、そのときというのか、機構が判断される場合にはこれはその都度、判断されて伝えていくのか、そこを教えてくださいませんか。

○小池部長 3 にありますように、委託する債権については医業未収金の発生後 4 か月以上経過した中、その中で当機構の中では、一応、先ほど、冒頭で御説明しましたが、3 か月の段階があります。その 3 か月して、1 か月の中の時間の中でその債権がどういう債権か、それについては、今、ここに書いてありますように、①から⑧、この事例についても国立病院の関係も参考にしながら、我々もつくってみました。こういった類型がされたもの、争訟事案に関わるものについて、そういったものを除くというところのこの類型化をしたものでまず一義的には債権を委託するもの、委託できないもの、そういった仕分けをしていきたいということでございます。

○徳山企画官 落札者の評価の表の方も、今回、直されている中で加点項目であります、「考え方が整理されていること」というものを入れられた、機構さんはその民間事業者の考え方の整理に合わせて類型化するというのではないのですか。そちらの話と合わせた話なのではありませんか。

○小池部長 27 ページのところですね。

○金森課長 おっしゃるとおりだと思います。

○徳山企画官 もう一つ、この2ページ、4ページに出てくるのは機構が判断すると。ちょっと主語が機構オンリーになって、そこは機構としてはこの②から⑤以上の類型は今のところお持ちではないと。争訟性があるということで、①から⑧に表現されるもの。

○小池部長 ②から⑤については争訟性がある、そういった理解。

○徳山企画官 ②、⑤、プラス、その72条に抵触する恐れがあるということですね。

○小池部長 はい。

○渡邊副主査 済みません。ちょっと言葉にこだわるようではすけれども、そうだとすると、②から⑤については争訟性がありますということだとすると、①は何かもう法的措置を取っている、あるいはその委託後を取ることを決めたというのであれば、そのものずばりなので外れるはずですよ。

ですから、要は②から⑤の債権に該当することとなった場合だけを外して、①から⑧まで委託後に生じたものでも、要は委託前であれば、その①から⑧まで発生していれば初めから抜くのに、委託後であれば、②から⑤までは確実に抜きますと。では、あとの残る①と⑥と⑦と⑧はどうなるのですかというときに、残っている規定ぶりとしては「弁護士法第72条に抵触する恐れがある場合と判断した場合」という文言になっているので、そうすると、何かその他の趣旨なのか、あるいは、では、①、②、⑥はどうなるのですかとか、ちょっと細かい話になるかもしれませんが、多分、その整理がまだ率直に申し上げて、まだ足りておられるのかどうかというところがわからなかったもので、いろいろ伺っている次第なのです。

それで、率直に申し上げると、機構が判断するのか、民間事業者が自分で判断するように民間事業者に委ねてしまうのかとか、率直に申し上げれば、「民間事業者、あなた、判断して」というのでは、担保というか、きちんとコントロールできるのかなという心配もありますし、そういう意味ではその整理をしていただくというのでしょうか、報告の話と本当に抜かなければいけないものの範囲を機構がある程度、判断できるような形に持っていかなくて大丈夫なのかという点と、いろんな側面が含まれてしまうので、ちょっとわかりにくくはなると思うのですが。

○小池部長 一義的には適時報告をもらいますから、そういった意味では機構が主体を持って、機構の方でその辺の判断をしていきたいと思っております。そうしなければ、民間事業者に求めていって、もしトラブルした場合にまたいろんな問題が出てまいりますので、一義的には適時、定期ではなくて適時でございますから、その随時もらったものについては機構の方が主体を持って、その問題については民間事業者と協議をするにしても、まず私どもの方が主体を持ってやっていきたいと思っております。

○樫谷主査 今のあれで、要するに2ページは委託をする前の判断ですよ。4ページは委託をした後の判断と考えてよろしいですか。

○小池部長 そのとおりです。委託をする前の段階で、ある程度、ふるいにかけていくものが2ページに書いてあるもの、4ページは委託をした後の段階でその問題点が起こった場合、一応、そういったものについての仕切りは2段分類をさせてもらっております。

○樫谷主査 ということは、そうすると委託した後、2ページの①が起こるということはないのですか。

○小池部長 全くゼロではないと思いますけれども、一義的にはそういった案件はもう争訟性事案で、そういったものがある程度、わかっていれば、初めから①でまず裁判に行くかどうかわかりませんが、ある程度、トラブっておれば、その前の段階で情報的には我々も、実際、窓口のところで3か月間の中でも督促をやっておりますから、ある程度の状況はわかると思っております。

○樫谷主査 可能性はゼロとは言えないけれども、極めて少ないということですね。

○小池部長 極めて薄いと思っております。

○樫谷主査 それから、あと②から⑤と、あと弁護士法の72条に抵触するという事は、②から⑤ということは、⑥、⑦、⑧についてはそうだと思いますか。⑥、⑦、⑧。⑧はもうないでしょうけど。⑥、⑦。⑦は金額だけなのでないですよ。

○小池部長 ⑥はあると思います。

○樫谷主査 ⑥はあり得るということですね。

○小池部長 はい。

○樫谷主査 結果的に相談中になることはあるわけですね。

○小池部長 あります。あり得ると思います。

○樫谷主査 あり得るということですね。

○金森課長 それにつきましては、先ほど、御説明しましたように。

○樫谷主査 ②になるわけですね。

○金森課長 はい。相談中ですぐ終わるものについてはいいのですが、長期にわたるものについては除外すべきだというふうに、3ページの一番上の③のところで除外するというふうにいたしております。

○樫谷主査 これ、違うんですか。今の4ページの(オ)の②の「適時報告」の(ii)、「支払方法についての相談があった場合」というのはこれとは違うのですか。相談中、相談があった場合、これとはどういう関係になるのでしょうか。

○金森課長 これと同じ。

○樫谷主査 相談、要するに事前にわかっている、もう、外しますよね。

○金森課長 はい。

○樫谷主査 その後、相談があった場合というのは、ここの中に入っているわけですね。

○金森課長 というのは、この(ii)の相談があった場合というふうになると思います。

○樫谷主査 (ii)の場合ということですね。

○金森課長 はい。

○樫谷主査 では、一応、全部、カバーされているというふうに見ていいですかね。はい、どうぞ。

○小池部長 済みません。主査のところ、今の御質問の関係は、3ページのところは2ページのところの③の一番上の方です。③。「(2)の(オ)、②の(ii)により報告された債権のうち、支払方法についての相談が」、今、課長が御説明した、「長期にわたるなど、弁護士法第72条に抵触する恐れがあると機構が判断した債権」、それらのものについては2ページ目の(ウ)に書いてありますように、「次に掲げるものについては委託対象から除外する」と。そういったことで、済みません、ページの的にはちょっと前後いたしますけれども。

○樫谷主査 はい。ここになってくるわけですね。

○小池部長 はい。

○樫谷主査 では、よろしいでしょうか。

○渡邊副主査 多分、やはり、ここは要項を書かれる際に少し整理をしていただいた方がいいかなと思うのは、民間事業者が報告する範囲については具体的類型について協議をして、「こういう類型があったら、必ず報告してくださいね。そのときに書き切れないものがあるかもしれないので、そのときはどうするのでしょうか」というのが、多分、実務的に運営しようと思ったら出てきて、あと、機構が判断される場合にその民間事業者にその報告を求める範囲と同じなのか、違うのか。

それはその①から⑧に書いてあるものと、どういう関係に立つのか。同じ文言がいろんなところでたくさん出てきているので、違うと大混乱する可能性がありますし、何か一箇所だけで、後の方で何か入っているがゆえに、私はこれがどこまでほかの同じ言葉に当てはまるのか、ちょっと混乱したところもあって、多分、要項としてはもう少し関係を明確にして、定義をされるのであれば一番最初に出てくる場所で定義をして、「どれとどれについては当てはまるけれども、ほかには当てはまらない」とか、そこをきちんとされるべきなのかなと思うのです。

あとは、では具体的にどういう場合なのかというのは確かに難しい問題があって、今、ぴしっと決めることは難しいだろうというのはそのとおりだと思います。

○樫谷主査 2ページの「恐れがあると判断した場合」、これは要は民間事業者が判断をするわけですね。

○渡邊副主査 報告の範囲という趣旨では、こう。

○樫谷主査 ここですね。2ページの(イ)ですか。

○渡邊副主査 2ページの(イ)は。

○樫谷主査 2ページの(イ)は「民間事業者は」ですね。

○渡邊副主査 「報告します」という範囲として書いてあり。

○樫谷主査 「報告します」ということですね。その恐れがあると判断できないと報告もできないですね。民間事業者がやりますものですからね。

○徳山企画官 だから、（イ）は（２）（オ）②により報告することですから、民間事業者だけが判断するのではなくて、それを協議の上で類型を決める。そちらに、ちょっと。

○樫谷主査 協議してというところですか。ということですよ。

○徳山企画官 やはり、そこは一方的にということではなくて。

○樫谷主査 類型はある程度、相談をしてやるということですよ。

○渡邊副主査 「報告の対象としてはそうです」という内容だと思うんですね。その報告の内容と、機構が判断される、機構が72条に抵触する恐れと判断するものと同じなのかどうかということ、その判断するというのが同じかどうかにかかわらず、①とか⑧に書いてあるのが、何かそれをお考えなのかどうかということとか、要するに似て非なる概念がいろんなところで違うように使われて、あるいは似て非なる概念をその条項ごとに違うように考えなければいけないのでは困るので、その整理はどうなっているのかという質問です。テクニカルと言えばテクニカルですけども、結構、重要な問題ではないかと思うので、申し上げました。

○小池部長 また先ほどと同じ答えかもしれません。私どもの考え方は、総論的にはあくまでも弁護士法の関係で事件性を帯びたものについては弁護士法の中で禁止されていますから、その関係については、私ども整理をしたいと思えますし、またサービサー業界の方々もその辺については十分認識しているものですから、その辺については、今、渡邊副主査が言われるように齟齬のないような形にはとっていきたいと思えます。

○樫谷主査 では、それはまた事務局と話してもらえますか。よろしいですか。

○渡邊副主査 はい。

○樫谷主査 何かありますか。

○稲生専門委員 要求水準の決め方で、別途、ちょっと御質問がございまして、前提の質問としまして資料A-②、先ほど、「個人未収金の現状について」というペーパーで質問をさせていただいたのですが、その裏側の紙で機構様の方で「個人未収金の徴収業務委託状況」ということで、この「個人未収金の現状について」の裏のペーパーの左側の下に16年度から19年度までは3年以上についての委託を実際にされていると。

それから、20年度については「発生後1年以上に拡大」となっていて、そういう意味では、1年未満についてはまだ外部には委託していなくて、職員の方がおやりになっているという理解でございしますか。

○小池部長 はい。

○稲生専門委員 わかりました。それから、その上に立って「要求水準等算出表」が実施要項の21ページ、別添1という算出表にざっと書いてございまして、それで決め方については4ページに書いてあって、4ページの（5）で「確保されるべき事業の質」とあって、要求水準は対象病院ごとに設定するということが、あくまでも病院、病院で判断されるという理解でよろしいですよ。つまり、全体では見ないということですよ。

○金森課長 病院によって取組状況が異なるということがございしますので、対象病院ごと



にしていると。

○稲生専門委員 なるほど。一方でその決め方としては（５）、（ア）の④のところにみると、32 労災病院等入金率の平均値を基準に考えておられて、それで過去の実績で頑張ったのか、うまくいったのか、わかりませんが、この平均値を上回っている場合には要求水準として高目の数値を置いている、要するに「そこまで努力目標としてやってください」ということで要求水準を置いているという理解でよろしいわけですね。

○金森課長 はい。

○稲生専門委員 それで見ると、この 21 ページの例の別添 1 の算出表で、要は個別に見ると言いながら、要求水準はその平均の入金率のようなものを用いているというのが、地域によってはちょっときつところがないのかなという懸念があって、例えば一番上の北海道中央労災病院のところを拝見しますと、1 年未満は職員の方が頑張ったのか、わかりませんが、要するに 34.4%と、多分、これが実績で高い数値になっているわけですね。

一方、1 年以上というのは先ほどの「今までの取組状況」のペーパーを見ると、もう既に民間さんをお願いをしていたということですね。プロをお願いをして。

○金森課長 これはまだベースとしては今年度から始まっておりますので、これはまだそれ以前の。

○稲生専門委員 まだ出ていない。そうですか。要はプロが、お願いをしても、こういう考え方なのですが、1 年以上では 3.3%しかない。それなのに全国の平均値で 15.5%と例えば岩見沢に民間さんの要求水準と決めた場合に、ちょっときついのではないかとか。済みません、素人のあれですが。

○金森課長 これはまだ本年度から、民間委託をしたのは 20 年度からでございますので、これは 19 年度のデータです。

○稲生専門委員 逆に本年度、お願いをしているのであれば、今の実績が出ていると思うのですが、それを踏まえてみて、この要求水準が高過ぎるとか低過ぎるとか、そういうことはないのですか。大丈夫ですか。

○阿部班長 実際に本部一括で始めたのは今年の 4 月ですから、それが 1 年以上に債権を範囲を拡大してやって、実際に整理や何かがちょっと間に合わなかったというところもありますが、実際に委託がどんどん始まったのはやはり 9 月とか 8 月とか、そういう形なので、実際のところ、その 1 年以上の債権の回収率が全部取れていない状況なのです。

確かに数施設はありますが、かなり実際の、今、この場で言っているのかどうかわかりませんが、これよりは高い。

○稲生専門委員 そうですか。

○阿部班長 これよりは高い回収率が出ている施設もあるので。

○稲生専門委員 施設もあるということですか。

○阿部班長 はい。ただ、ここに載っています前の回収率 4.8%はありますが、これは 3 年以上なので、ほとんど、もう、あまり回収の見込みがないような債権で、1 年以上にな

ると確かに上がるという実績は間違いなく出ているので。

○稲生専門委員 3年と1年の比較というよりは、職員の方がおやりになっているのと、それから委託されている業者との比較で、私ははっきり言って、民間さんは別に魔法を持っているわけではありませぬので、そんなにすごく上がるのかどうかと。

更に今回、それを要求水準で挙げているわけですので、契約の中身を見ましても、事業全体の状況を考慮した上で解除となっていますが、ただ、判断はあくまでもその個別の病院だというのがベースになっていると、ちょっと大丈夫かなと。

だから、むしろそういうものを避けるのであれば、個別のいたし方ない事情をもし認めるのであれば、例えば全体ベースの何か回収率とか、何かそういうものを要求水準に入れるという考えがないのかどうかと。あくまでも個別病院なのかと。

だから、勿論、基本はそこでもいいと思いますが、ただ、そうすると個別の病院で下がってしまった場合に解除されてしまうとなると、民間さんはちょっと気の毒な感じもするのですが、であれば、例えば全体を一生懸命やっているのであれば、そこで解除は避けてあげるとか、個別の病院の事情については「それは仕方がないね」ということで、地域によっては恐らく必要かもしれませんが、「家庭の事情で払えない方が増えているのだから、仕方がない」と。「だから要求水準を下回っても仕方がないね」という議論ができると思うのですが、今のこれだけを見ると、ちょっと、やや形式的に要求水準が出てきているような気もするので、ちょっと、そこだけどうかなという意見なのですが。

○樫谷主査 これ、今のと関係しますが、21ページは要求水準の算出表ですよ。別添1ですね。45ページ以下のその「従来目標値の達成の程度」、これとの関連は、同じように「入金率」という言葉を使っていますが、どういう関連になるのか、御説明いただけますか。

例えば45ページから、北海道中央労災病院の旧岩見沢労災病院ですよ。これが17年、18年、19年と出ていて、それでこの21ページの要求水準と算出表との関係です。

○阿部班長 21ページの要求水準算出表に関しては除外債権を、つまり委託除外債権を除いた形になっています。45ページの方はそういう債権も含んだ形になっています。

○樫谷主査 そういうことですか。

○阿部班長 はい。

○樫谷主査 そうすると、この45ページの表を見ると相当ばらつきがあるので、年度によってもばらつきがあったり、あるいは病院によっても相当ばらつきがあるので、これを平均で、今、稲生先生がおっしゃったように平均でとるのはちょっと状況によっては、それでも不足するものもあるし、正直、かわいそうな部分もあるので、私もこれを見ていて同じように感じた次第です。

○稲生専門委員 今の話はあれですかね。

○樫谷主査 今の、どうですか。特にこの平均、平均値をやってもらいたいというのはわかるのですが、ただ、ばらつきがあるのでね。

○金森課長 はい。確かにばらつきがございます。そうと思いますが、その取組状況もやはり病院によって差があると思えますけれども、そこはやはり、この民間の方をお願いをしてですね。

○樫谷主査 だから、ばらつきがある理由は今までこの労災病院は一生懸命やっていて、この程度なのか、ちょっと怠けていてこの程度なのかということによっても、正直を言って、大分違うと思うのです。

○金森課長 はい。

○樫谷主査 そういう判断で、下の方のものは少し、十分にやっていたと。「だから、平均は行くが」というのであれば、それでいいのですが、例えば、皆、一生懸命やっていると、それでこれしか出ていないといったときに、機構の方で怠けているというのは難しいでしょうけどね。

○金森課長 ただ、それほど、やはり必ずしも取組みが十分ではなかったというふうに考えておりますので、これによって民間の方の創意工夫とか、そこら辺のものできちっとやっていたら、やはり、これぐらいの。

○樫谷主査 半分ぐらいいくだろうと。

○金森課長 はい。

○樫谷主査 平均ぐらいいくだろうと。

○金森課長 そう考えております。

○徳山企画官 これは、要求水準の最低水準というのがありまして、契約解除云々の話は最低水準の方に行っている。最低水準はもう実績、これまでの実績と。頑張っていない病院はその頑張っていない水準が最低水準ということになる。そういう仕組みにはなっております。

○渡邊副主査 済みません。今、言われた点で、私、後で伺おうと思っていたのですが、最低水準を下回ると解除の原因になっていて、各病院ごとに最低水準を見ていくとすると、解除に至るような最低水準は一つでも最低水準を下回ったら解除の対象になるのか、例えば二つ以上とか、過半数以上とか、あるいはそこの解除だけはその全体の中で平均をとって見るのとか、だから、解除に至る場合の最低水準は何なのかというのを教えていただけますか。

○小池部長 先生、御質問の関係は4ページ、5ページ目の5ページのところに書いたこの⑨、⑩のところで、すべてを書いているかどうか、わかりませんが、第1期、第2期の中である程度、実績的にやってもらって、即、だからといって解除ではなくて、その間のいろんな事情を聞きながら、また昨今の経済情勢を考えますと、そこまで行くかどうかという問題がまたありますので、そういったものについては考えながら、改善命令を。改善しながら、場合によってはその最悪の事態は避けながら、私どもは行きたいと思えますけれども、「場合によっては、そこまで行きますよ」ということはあらかじめアナウンスをしておかないと、後でトラブルのもとになりますのでということで、あえて書かせて

もらっております。⑨、⑩のところで書かせてもらっています。

○樫谷主査 最終的には、その中身をよく見て判断するということですね。

○小池部長 はい。そのようにしていただきます。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 もし、そうだとすると、これは要項の書き方のお話かもしれませんが、⑨と⑩、要するにこの解除のところは単に「又は最低水準を下回った場合」としか書いていないので、今、言ったような御趣旨であるとする、「業務改善指示に従わない場合、かつ」なのか、「本契約による事業全体の状況を考慮した上で」なのか、この⑩を引用されるのか、多分、ここも少し整理をしていただく必要があると思います。

○小池部長 御指摘の趣旨はわかりました。ちょっと考えてみます。

○稲生専門委員 よろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○稲生専門委員 あと、「提案書評価基準」というのが要項の25ページの別紙3というところにございまして、まず、これは単純なミスだと思いますが、「必須審査項目」の2行目、「最低限の要求案件」は多分、これは「要求要件」か、あるいは「要件」でいいと思いますので、これは多分、誤字だと思いますので、「案件」の「案」を直した方がいいと思います。それが一点目。

それから、二点目の「加点審査項目」のところ、第2パラグラフのところからいろいろ点数の配点の話がありますが、この趣旨がちょっとよくわからなくて、というのが例えば「加点審査項目」の第2パラグラフの2行目のところ。「各項目毎に重要なものは0点以上40点以下、普通のもの0点以上20点以下の配点を付与をそれぞれ行い、集計する」というのがよくわからないのです。

というのが、次のページ、26ページ、27ページには加点項目でそれぞれ評価観点があって、例えば(i)、「実施体制」。「a 組織実施体制」の加点事由であれば、「業務実施に関する知識云々」とあって、それで40点とあるわけですね。これとその前の25ページの「重要なものは0点以上40点以下」と、これはどういう関係があるのでしょうか。

つまり、40点満点であれば40点満点で加点項目評価をするし、例えば「b 個人情報保護」のところであれば、(iii)の「支払案内業務」では30点満点になっていますから、要は30点満点で評価をするわけですね。だから、多分、25ページは直し切れていない、何か多分、違う作業をなさっていて直し切れていなかったのではないかと思うので、これはちょっと整合的にというか、書き直された方がいいのではないかと思います。

○小池部長 再度、確認してみます。

○樫谷主査 よろしいですか。事務局、何かありますか。

○徳山企画官 まだ、論点が。

○樫谷主査 少し残っていますので。

○徳山企画官 残ってはいますが、もし、あれでしたら、今度、次回、もう一回ですね。

○樫谷主査 では、ちょっと事務局で調整していただかなければいけないものがありますので、申し訳ありませんが、もう一回、次回、ちょっとね。調整していただいた後で、意見募集ということになるわけですがね。タイミング的には間に合うわけですね。

○徳山企画官 ちょっときついですけれども、大丈夫でしょう。

○小池部長 今回、お示しした、別に今日のあれではありませんけれども、私どものスケジュール関係で、今、3月末を考えて、もっと言葉を換えれば、今年の10月から官民競争の実行に入っていきたいと。その中で逆算する中でのスケジュールが7ページ以降に書いてあります。

パブリックコメントを求めていかなければならない関係がございますので、そのものを考えると、大変厳しい状況になってくると思っておりますが、それは委員の先生方の御判断ですので、私もそれ以上は言いませんが。

○樫谷主査 訂正事項、まとめるとどれぐらいありますか。今の協議事項。今の渡邊先生の「誤解を与えないように」というような整理と、あとは。

○徳山企画官 あと、論点は一応、これで網羅したということであれば、その点をちょっと実際の付議のできる監理委員会の、これは小委員会ですので、本委員会でするといこともございまして、そういう本委員会のスケジュールなどもございまして、それを考えますと、あともう一回ぐらいの審議はできるのかなと思っております。

○樫谷主査 募集はあれでしたっけ。意見募集は本委員会ですらない。

○徳山企画官 通常、2週間ぐらい。

○樫谷主査 2週間ぐらいでしたっけ。

○小池部長 パブリックコメント自体は2週間の期間が必要と承っております。

○徳山企画官 あとはいろいろ、3週間ぐらいは手続を要します。ですから、2月中にあと一回分できる、やるとすれば3月上旬をそのパブリックコメントに充てて、3月の下旬ぐらいに本委員会で、ちょっとあれかもしれませんが、小委員会を。それで議了の後、また本委員会という手続が、最速、考えられるのかなと思っておりますので。

○樫谷主査 次の本委員会はいつでしたっけ。

○徳山企画官 2月はちょっと。

○樫谷主査 ないのですか。

○徳山企画官 ありますけれども、2月25日にはちょっと間に合わないのです。

○樫谷主査 間に合わない。

○徳山企画官 やはり、次回はまだちょっと調整しておりませんので、それとの。

○金森課長 パブリックコメントを出した後、もう一回、小委員会を行いたかったのです。

○樫谷主査 そのコメントの内容によってはですね。

○金森課長 内容によっては。

○樫谷主査 はい。当然、修正が必要かもしれませんので。

○徳山企画官 また、ちょっと相談をさせていただければと思います。

○樫谷主査 それでよろしいですか。それでは、よろしく申し上げます。それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めていただきたいと思いますので、機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえまして、また引き続き検討していただくということになると思いますので、よろしく願いいたします。

((独)労働者健康福祉機構関係者退室)

((独)大学入試センター関係者入室)

それでは、続いて、「大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務の実施要項（案）」の審議を行いたいと思います。本日は独立行政法人大学入試センター、総務企画部、松ヶ迫部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点について、10分程度で、できるだけ要領よく、済みませんが、よろしく願いいたします。

○松ヶ迫部長 よろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○松ヶ迫部長 どうも、松ヶ迫でございます。よろしく願いいたします。先般の審議におきましての御指摘、それから事務局の御指導をいただきまして、実施要項を修正してございます。そこを中心に御説明させていただきます。

まず、全体としては仕様書に詳細を記載しておりますけれども、実施要項上、記載していなかったもので、いわゆる業務のポイントとなるというようなものを要項に追加したところでございます。

それから、要項と仕様書の対応がわかるように、仕様書の資料番号、ページ、これを付加、追加してございます。それから、業務概要等がわかりやすいように、各作業工程の細分化、必要と思われるところについての記述をしてございます。また、作業期間、それから処理件数、こういうものを追加したところでございます。

大きく4つ目でございますけれども、要項上の作業期間につきましては中旬、下旬という幅を持たせた期間としておりますけれども、参考に実績、それからデッドラインというものを記した書類を追加したところでございます。主な変更点につきましては、今申し上げたところを中心に変更したところを御説明させていただきます。そういうところでもよろしく申し上げますでしょうか。

まず、1ページ目の一番下でございます。試験室データの作成作業。これにつきましてはデータ作業、データ作成作業、それから更新作業を分けて記載したところでございます。それから、真ん中辺りの（b）のロ）でございます。ここにつきましては、「誤入力率の定義を明確に」ということで、1試験室のデータを1件とするその総数を分母ということで、総数としては8,800程度になる、上でございますが、予測としては8,800ですけれど

も、こういうものを分母としますということで記載させていただいたところでございます。

それから、下から6行目でございます。「搬入作業に当たり、通数確認した」という3行でございますけれども、これは仕様書に記載しております搬入の際の作業ということで、追加記載をさせていただきました。

それから、3ページ目でございます。④の4行目、「書類の確認を行う」の後でございます。これは仕様書から具体的な確認事項を取り出して、ここへ記載したところでございます。

それから、3ページの⑤でございます。(a)、(b)、(c)という形になってございますけれども、作業を細分化して記述したところでございます。4ページ、その内訳的なところを申し上げますと、上から「センターは、志願票データ」というそこから6行です。これは仕様書から作業工程を引き出して、記載したところでございます。

それで、「なお」書きでございますけれども、データ作成に当たりまして具体的な精査方法、これを追記させていただきました。「A」というチーム、「B」というチームで突き合わせをやってくださいと。こういうことで、これを追加させていただきました。併せて仕様書の方にも追記させていただきました。(b)以下は作業の細分化の記載ということで、仕様書から追加したものでございます。

同様に5ページの上の7行ですか、「銀座支店に搬入し投函する」と。具体的に仕様書から追記したと。それから、真ん中ほどの(c)、「確認はがきによる志願票のデータ更新作業」の3行目以降、2行の後段ですが、「センター内の作業場所云々」とありまして、検証を行うというところまで、約5行でございますが、これを仕様書より追加したところでございます。

それから、一番下のハ)のところでございます。これも「誤入力率の定義を明確に」というお話で、ここを明確に整理したところでございます。

それから、8ページでございます。⑧。真ん中ほどの⑧でございます。「出願書類等の廃棄作業」というところでございますけれども、3行目の後段の部分、「一時保管することなく、直ちに溶解設備等に投入し」ということで、ここも仕様書から取り出したところでございます。個人情報であることから、留め置くことなく、直ちに溶解してくださいということ、その取扱いを記述したところでございます。

それから、9ページでございます。これは約上半分が仕様書からの作業工程の手順ということで、詳しく追記したところでございます。それから、「なお」書きでございます。約10行ぐらいでしょうか。「なお、成績開示変更届データ」と、住所変更等の整理でございますけれども、その処理についての精査方法を追記させていただきました。それから、ハ)でございます。これも誤入力の定義について明確化したところでございます。

9ページのその②でございます。ここの(i)、(ii)というところは作業の細分化の説明、仕様書から取り出したものでございます。

それから、10ページでございます。(1)で「契約の形態は総価契約とする」というこ

とで、以前はこの後に「出願書類の廃棄については単価契約」という形を取っておりましたけれども、御指摘を受け、検討した結果、額としては年間 40 万円程度と金額が小さいと、それから、毎年の量もほぼ一定であるというようなところから、全体の総価契約という中で整理をすることにさせていただきました。

それから、11 ページの上から 4 行目でございます。請負代金の支払いについては、従前は「40 日以内に請負代金を支払う」、そこでとめておりましたけれども、「その支払いについてはその作業行程ごとに行うことができる」という文言を追加させていただきました。

それから、12 ページでございます。V の 1 の (1) からスケジュールが記載されております。無理のない範囲で契約締結を早める、そして業者が早く準備に取りかかされると。なおかつ、業務の引き継ぎがスムーズにいくようにということで、具体には (8) の「契約の締結」を従前は 9 月の月上旬としておりましたけれども、8 月下旬で大丈夫ではないかと。併せて (7) のところが 8 月中旬。すみません、さかのぼりますが、(6) のところが 8 月の月上旬というような形で整理をさせていただきました。

それから、飛びますけれども、15 ページでございます。一番下の④で「個別業務の実施方法」というところがございます。従前は出願受付業務、それから成績提供業務という 2 項目、大きな項目で整理をしてございましたけれども、7 作業、それから 15 項目を設定し直しまして、各項目について改善提案が出た場合には加点とするということで、見直させていただきました。具体にはそれ以降、16 ページにかけてイ) からト) までの整理としてございます。

それから、21 ページでございます。21 ページの④の後段の部分の付け加えを行ってございます。再委託の際の民間事業者に対する個人情報の保護、秘密保持等についての取扱いを明確にするということで、記述をさせていただいております。同様に 22 ページの⑤でございます。再委託先の責任を明確化ということで、記述をさせていただいたところがございます。本文の方は以上でございます。

「評価項目一覧」、別紙 1 でございますが、下段の方、先ほど申し上げたように、「個別業務の実施方法」というところの細分化の整理をさせていただいております。

それから、別紙 2 でございます。ここに追記いたしましたのは 4 番目、「従来は、業務間の引継を引継簿等で民間業者が行っているため、各事業間の調整業務が発生していない」ということで、本来、今回、整理した業務というのはすべて外注していたものでありまして、業務間の引継ぎはその双方で確認をしていただくということで整理をしてございますので、非常に極論をすれば、ないということで、そこを明確に整理をさせていただいたところがございます。

それから、数枚、めくっていただきまして、「従来の実施業務の作業計画」、それから「デッドライン」というペーパーを追加させていただきました。変更点は以上でございます。よろしく願いいたします。

○榎谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質



間はございますでしょうか。大分、修正を細かくしていただいているので、あれですが、いかがですか。

○稲生専門委員 私、ちょっと初めてなので。大変、よく整理されていると思います。特に評価項目につきましても、大分、工夫をされて、基礎的なところと加点事由と上手に分けられて、かつ審査委員の方が評価しやすいような項目になっているように感じています。

それで、一点だけ、個人情報の流出に関するところでありまして、これはもう素人でありますので、質問になりますが、要項の18ページのところで「使用可能な施設及び設備等」とございまして、設備のところを拝見するとパソコンがそれぞれの作業室にありますと。一方で、2のところを拝見しますと、「機器・設備の持ち込み」、民間さんはこうできませんということがあります。

要は何を言っているかということ、例のWinnyとか、あの関係で個人情報が流出、要するに過失で流出した場合への対策ということで見た場合に、こういう形で何となく、ちょっとあいまいな感じもしたということがあります。

というのが、19ページの2番のところで「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」というところを見ましても、一応、その対策を立てなくてはならないとかがあったり、あと20ページの③を拝見すると、「従事していた者が故意に漏らしてはいけない」というのがありますが、要は、最近、むしろ過失の問題が大きい中で、例えば、これは本当にわからないのですが、例えばおたく様の方で持たれているパソコンを使用してもらって、そのパソコンは例えばメモリーで情報を抜き取れなくなっているとか、そういうパソコンも最近増えていると聞きますけれども、そこら辺、何か特段、対策を施さなくても大丈夫かなど。済みません、これは素人の考えですが、いかがでしょうか。

○岡松課長 セキュリティについて、まずLANを経由して来る部分については、外部と非常に垣根を高くしておりますので、まず、それで起きることはございません。先ほど、USBメモリーとか、そういうものの取扱いについてのお話だったと思いますが、それについては、逆に「USBメモリーは使わないでください」という程度で、これを一々、監視するわけにもいきませんので、特段の設備はしておりません。

○樫谷主査 「持ち込んだ機器・設備」というのは、機器にはパソコンなども入っているのでしょうか。

○岡松課長 パソコンは多分、持ち込みは可能かと思いますが、LANに接続しても、今度はLANが認識しませんので、それはLANとしての利用はできないということになります。

○渡邊副主査 ちょっと、今の点についてよろしいですか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 ということは、つくられたその書面、LANから何かデータをその当該PCとかUSBにはダウンロードできないとしても、例えばその書類を見ながらつくられたドキュメントなどが、まさにWinnyとかそういうもので流出する可能性があるということ

なのでしょうか。

要は、多分、PCを持ち込んで何の作業をするのかを伺うと、具体的にどんなリスクがあるのかということがわかると思うので、その持ち込まれたパソコンでどういう作業をされるのかを教えていただくのが、多分、私たちの理解にはいいのかなと思うのですが。

○岡松課長 パソコンを持ち込むと言われる場合ですが、例えばワードで文書をつくるのか、そういうレベルだと、LANに一々つなぐ必要はないわけですし、それはそれで完結していると思います。そのためにWinnyが働いて流出するということはないと思います。

あと、その持ち込んだパソコンをLANにつなげるということは、もう、LANの方が認識しませんので、それは使えない。あと、ここにセンターの方で御用意しますパソコン、これはLANにはつながっておりますが、これは外に出られない、業務で、この作業の中でデータの修正とか、そういう作業をやっていただくためのパソコンとして提供いたしますという話でございます。

○稲生専門委員 要はデータベースをつくるときに、業者の、あるいは請負の方が外で自分のパソコンでつくったものをLAN回線につなげて本体の方のホストのコンピューターに認識させることができないような仕組みになっているということで、いいわけですね。

○岡松課長 そうですね。

○稲生専門委員 わかりました。だから、逆に今度は本体の方のネットワークに入っているデータベースを持ち出すこともできない仕組みになっているわけですか。つまり、メモリーで持ち出すこともできない。

○岡松課長 持ち出しというか、見ることができますが、それはダウンロードはできない。

○稲生専門委員 できないと。それで結構です。

○渡邊副主査 よろしいですか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 今、伺っていて、むしろ確認をさせていただきたくなったのですが、持ち込まれたPCで作業をする文書は、何か今、やはり文書などをつくるということで、「そのデータベースにはアクセスできないから」というところが私はちょっと気になるのです。

要はLANから独立させている分には、そのデータベースそのものは安全かもしれませんが、例えば個人情報が入った文書をそのパソコンで使ってしまうと、スタンドアロンでどこにも接続しない分にはいいかもしれませんが、それを持ち帰って、自分のインターネットで使ったときに流出していくということが事の本質なので、今、使っておられるそのLANから独立しているから安全というわけではないと思うのです。

それで、一体、その持ち込まれたPCでドキュメント、書類をつくりますと言われると、その書類の中にそういう個人情報とか、重要な秘密情報が入っていないのかどうかというのが、多分、一番大事な話だと思うのですが、もし、そうだとすると、パソコンを持ち込まなくてもいいのではないかという気もしまして、むしろそこを伺いたいのですが。

○松ヶ迫部長 基本作業はすべてセンターのパソコンでやっていただくと。その情報の移

管というか、その移動は禁ずると。それで企業から持ってきていただくものはまさしく文書作成、その企業間の引継ぎ的な文書とか、そういうものには使っていていいですよ。そういう整理でいきたいと思いますし、そういう予定です。

○渡邊副主査 多分、私の前回の御説明の理解では、基本的には全部、作業というのはセンターのまさに備え付けのものでやるという理解で、問題ないだろうと思っていたものですから、もし、本当に持ち込みをして文書をつくるとなると、その文書がまさに見ながら、本当にそのつくる文書が当たり障りのないものに限られるかどうかとか、例えば文書と言っても、データを目で見ながら「これこれ、こういう内容で」というものがタイプアップされてしまえばそれで終わりの話なので、私は何かそこはもう少し厳密に考えていただくべき内容かなと思います。

○樫谷主査 何か、そうですね。

○徳山企画官 報告書を作成するのに自分でパソコンを持ち込んでというのはよくある話で、そこにも当然、個人情報が入り得ると思うのです。例えば、こういう受験生から苦情が来たと。それを報告するといったときには、その受験生の名前とか個人情報を業者のパソコンで打つと。それはもう業務の一環であって、当然、一環とせざるを得ないものなのかなと思いますけれども。

○渡邊副主査 済みません。私も別に PC の専門家なわけではありませんが、今、官公署とか、いろんな企業からウィルスの関係で流出しているといいますが、差し障りのないものであれば、多分、だれも興味はなくて、今、言われたような「受験生、だれそれが何月何日、こういう苦情を申し立てた」というような内容が表に出ていくからこそ問題になってくるおそれがあるので、今伺っていると、私が最初に伺った「どういう文書をつくるのですか」という趣旨は、報告書であればいいとか、そういうタイトルとかそういう問題ではないと思って伺ったのです。

例えば、「何月何日、内部で会議をいたしましょう」という内容であれば、多分、それほどシリアスな問題にはならないと思いますけれども、今、言われたような内容が報告書として個人というか、事業者が持ち込んだ PC でつくられるとしたら、それはその持ち込まれた PC が本当に安全かどうかとか、あるいは絶対、民間事業者の従業員がそれを使って外部にアクセスしないようにしているセキュリティとか、多分、そういうお話が重要になってくると思うのです。

そこは何か余り軽々に「報告書だったらいい」とか、「持ち込み自由」というか、そういうふうにはしていただきたくないなと思います。

○岡松課長 その件について 19 ページに書いています。「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」という形で、例えば「業務が終了したらこれは廃棄してください」とか、「廃棄する前に廃棄証明をちゃんと出してください」ということもお願いしていますし、通常、セキュリティをお願いする際の基本的なスタンスでやっているというふうに、私たちは理解しております。

○樫谷主査　そういう意味では、これはセンターだけではなくて、どこでも同じでしょうね。この20ページの④のところ、上の④のところですよ。要するに「請負事業を通じて取得することになった個人情報少なくとも年1回、定期的に破棄しなければならない」と書いてありますが、パソコンに入ったものをどうするのだとか、そういうようなこと。確認するかどうかということでしょうね。

○渡邊副主査　多分、ほかのものと全く同じだから、同じようにやればいいというのは一つの考えかもしれませんが、やはり、受験とか、その受験生の、そのセンター入試の持つ意味とか、そういうものを考えると、やはりできるだけそういう流出を、最大限、妨げるようにするとか、やはり、そこの配慮はしていただいているのではないかと個人的には思います。

○樫谷主査　確かに会社のパソコンを持ち込む分にはいいのですが、個人のパソコンを持ち込んだり、個人で使っているものとか、そういうところで事故が起きるんですよ。だから、その辺のところもどこかで留意事項で書き込んでおかなければいけないのかもしれないですね。

○徳山企画官　例えば、自分が持ち込んだパソコンは持ち出してはいけない。つまり、その業務用はその場所に持ち込んで、持ち出すときにはもうそういう個人情報はすべて消して持ち出すとか、あるいは外部に持ち出してネットにつながらないとか、具体的にはそういうことだと思うのですが、そういうことを実施要項に書いていくと。

○渡邊副主査　済みません。私もそこは別にプロではないのでわかりませんが、もし、不要だったら、持込禁止にするのが多分、一番確実で、持ち込むとしたら、その当該企業でちゃんとセキュリティチェックを定期的を受けているものとか、入れる前に、持ち込む前に必ずそれを受けさせているとか、個人のものはいれないとか、私も企業がどこまでやっているかは知らないのですが、例えば今の「持ち出さない」というのが事務局から、お話の中にありましたけれども、海外では、自由な自宅への持ち帰り、自宅というか、持ち帰りは認めないで、持ち帰る場合には許可制のようなものにしていて、それを持って帰ろうとすると受付でチェックされて「それはだれのですか」という質問を受けるとか、きちんとやっているところは、多分、きちんとやっているだろうと思うのです。

どこまでやるかというのはある程度、御判断はあると思いますけれども、要項に「削除する」と書いたから、それでオーケーという性格のものではないということだけ、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○樫谷主査　これはどういうふうに解決すればいいでしょうね。

○徳山企画官　この19ページの一番下から3行目のセキュリティ対策というところで、これをもう少し、センター自身がそのセキュリティ対策を審査して、必要があればその修正を求めるということですよ。

○渡邊副主査　いや、多分、そのセキュリティ対策をちゃんと立てておられれば、今のようない事態はないと思うのですが、御質問をした段階でちょっと何か、「万が一、起きたら」

というような事態を言われたものですから、別にきちんとそこで要項に事細かく書き込まないとしても、そこができていれば、多分、先ほどの自分で文書をつくって、それをとりあえずセンターのLANにつながらなければ大丈夫というようなことには、御回答にはならないのかなと思って、ちょっと伺って理解をしていたものですから、たまたま、そういう御質問があったときの御回答で気になったので、申し上げたというところです。

○徳山企画官 その持ち込む機器についてのセキュリティ対策を。

○渡邊副主査 多分、要項の具体案ということで言えば、持ち込みのところも18ページ限定をかけるとか、ここで何か自由に持ち込みができるような書きぶりになっています。

○徳山企画官 許可制にして、しかも。

○渡邊副主査 ここを限定して。

○徳山企画官 はい。セキュリティ対策を講じさせる。それはセンターでチェックすると。

○渡邊副主査 というところだと思います。

○岡松課長 よろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○岡松課長 そういふところのことを全体を総括して、実は19ページの一番下のところ、①で「民間事業者は、プライバシーマークまたはISMS認定における要求事項に則りセキュリティ対策を立て実施しなければならない」と書いておきまして、このISMSの要求事項とかプライバシーマークの要求事項には、そういう個人情報の取扱いについて相当に厳しい制限を設けたものが書いてあります。

そういうことから、事業者に「それに則り、セキュリティ対策を立てる」という要求をしているものでございますので、これで十分かなと私どもは考えておりました。

○樫谷主査 「立てているだろう」ということですね。その認定を受けていれば、十分、これはクリアしているだろうということですね。

○岡松課長 認定を受けているだけではなくて、「その要求事項に則り、やって、対策を立てていただきたい」ということでございます。

○樫谷主査 なるほど。どうですか。

○渡邊副主査 「十分だ」と言われると、もう、具体的に「こうしたらいかがですか」ということはなかなか難しいのですが、逆に伺うと、その機器・設備の持ち込みのところでは範囲を限定するとか、少し、「無限定にやれるわけではない」という縛りがかけられるなら、かけていただいた方がベターだと思って申し上げただけなので、そこがもう不要だということであれば、それはある意味、センターの御判断ということになるのかなとは思いますが、別に「must」、「must」というよりは、ただ、本当にそういう意味で持ち込みが必要なのか、持ち込むとしたらどういう範囲で必要なのか、検証をされた上で判断された方がいいかなと思って、申し上げた次第です。

○樫谷主査 これはセンターがセンターのリスクで、今日は十分、御検討をいただいて、

その上でここに持ち込んだ機器で、確かにパソコンについてはいろいろ、十分なのか。十分かもしれませんが、我々、素人で、これだけではちょっと気持ちが悪いところもあるような気もするので、御判断をいただいた上で「修正する必要はない」というのであれば、修正する必要はないかもしれませんが、「もうちょっと、何か書いておいた方がいいかな」というのであれば、書いておいていただくということになるわけです。今まで、センターは流出したことはないですよ。

○松ヶ迫部長　ございません。

○樫谷主査　ないですよ。そんなことになったら、えらいことですものね。どうですか。今のはどうですか。要するに、それは後はセンターのリスクで判断していただくと。書き込んでいくなら、もう少し書き込んでいただくということで。

○徳山企画官　それは御相談をさせていただきます。

○樫谷主査　そうですね。よろしく申し上げます。それでは、よろしいですか。事務局から。よろしいですか。それでは、一応、本実施要項（案）につきましても、これは次回の審議で終了ですか。

○徳山企画官　パブリックコメントに、ちょっとさっきの件が残っています。

○樫谷主査　パブリックコメントを。

○徳山企画官　それまで御連絡を差し上げますので。

○樫谷主査　では、これはもう、一応、それで調整できれば、パブリックコメントということでもよろしいですよ。

○徳山企画官　はい。

○樫谷主査　だから、今回でとりあえず。これはどうですか。

○徳山企画官　次は案のパブリックコメントと。

○樫谷主査　その後ですね。

○徳山企画官　その後、もう一度。

○樫谷主査　ということですね。

○徳山企画官　いろんな意見が出てくると思いますので、それから。

○樫谷主査　はい。では、これでパブリックコメントをしていただくということでもよろしいですね。

○徳山企画官　さっきの件はまた後で御連絡いたします。

○樫谷主査　わかりました。御意見、検討を踏まえて、引き続き検討をしていただくように、お願いをしたいと思います。あと何かございましたら、委員の先生方、事務局まで御意見をお寄せいただいたら、ありがたいと思います。よろしいですか。それでは、どうも本日はありがとうございます。